

令和3年度「果樹経営支援対策事業」および 「果樹未収益期間支援事業」のお知らせ

果樹農家の皆様へ

一般社団法人 長野県果実協会
(事務局: 全農長野県本部 生産販売部内)

令和2年度より改植事業で定額補助額が大幅に拡充され、新植事業にも定額補助制が新たに導入されています。

この制度を積極的に活用して、「優良品種などへの改植」、「園内の土壤・土層改良」、「用水・かん水施設の整備」、「防霜ファンや防風ネットの設置」などを実施し、競争力の高い果樹産地を実現しましょう。

◆主な品目の改植・新植の支援額一覧◆

※支援単価は10a当たり

区分	改植・新植後	植栽密度 下限本数	支援単価 (改植)	支援単価 (新植)	未収益 支援単価	合計 ()は新植
慣	りんご(普通栽培)	18本	17万円	15万円	22万円	39万円(37万円)
慣	りんご(わい化栽培)	62本	33万円	32万円	22万円	55万円(54万円)
省	りんご(新わい化栽培)	概ね165本	53万円	52万円	22万円	75万円(74万円)
省	りんご(超高密植栽培)	概ね250本	73万円	71万円	22万円	95万円(93万円)
慣	なし	40本	17万円	15万円	22万円	39万円(37万円)
慣	もも	18本	17万円	15万円	22万円	39万円(37万円)
慣	ぶどう	12本	17万円	15万円	22万円	39万円(37万円)
慣	ぶどう(加工用)垣根栽培	125本	33万円	32万円	22万円	55万円(54万円)
慣	かき	30本	17万円	15万円	22万円	39万円(37万円)
省	根域制限栽培(ぶどう、なし、もも等)	概ね170本	100万円	99万円	22万円	122万円(121万円)
省	ジョイント栽培(なし、もも、すもも等)	概ね169本	33万円	32万円	22万円	55万円(54万円)
省	ジョイント栽培(かき等)	概ね320本	33万円	32万円	22万円	55万円(54万円)

- 令和3年度より、慣行樹形について、上記のほかの主要果樹も植栽密度の下限本数を設定予定です。
(決定次第お知らせいたします)
- 「定額補助」ではあるものの、見積書、領収書等は適切に保管してください。
- 支援単価の算出根拠は、伐採・伐根費、深耕・整地費、土壤改良資材費、苗木代、植栽費、並びに栽培上必要とされる支柱、マイカーライン等の資材費が含まれます。
- 同一品種への改植は一定条件を満たす場合に限り認められてまいりましたが、令和3年度より一定の特別枠が設定され採択ポイント制が導入されます。(採択ポイントの詳細については決定次第お知らせいたします)
- 上記記載がない品目も、産地計画の振興品目(品種)として県の承認が得られているものは事業の対象となります。詳しくは、お近くのJA、農業農村支援センターにお尋ねください。

他の事業並びに留意事項について、裏面を必ずご覧ください。

【整備事業】

区分	事業内容	補助率	対象となる経費	実施面積要件
高接	(一挙更新)	補助率 1／2	整枝・穂木調整費、高接費、穂木代等	概ね 2 a 以上
小規模園地整備	① 園内道の整備	補助率 1／2	資材費、掘削費、労働費等	概ね
	② 園地傾斜の緩和		重機リース代、法切り費等	10 a 以上
	③ 土壌土層改良		重機リース代、深耕・整地費、土壌改良用資材等	概ね 2 a 以上
	④ 排水路の整備		排水設備費等	概ね 10 a 以上
放任園	① りんご等の主要果樹 (わい化含む)	定額 (8万円/10a)	伐採・伐根費、整地費、植林費等	概ね 2 a 以上
	② その他果樹	補助率 1／2		
用水・かん水施設の整備	用水・かん水施設の整備	補助率 1／2	点滴かん水施設、揚水施設、撤水施設費等	概ね 10 a 以上
区分	事業内容	補助率	要件	
特認事業	① 防霜ファンの設置	補助率 1／2	ア. 受益面積は概ね 10 a 以上～5 ha 未満	
	② 防風ネットの設置		イ. 原則として果樹共済又は収入保険に加入していること（または加入することが確実であること）	
			ウ. 産地計画上の振興品種が植栽されていること	

【その他留意要件】

- ◎ 改植、新植、高接、廃園等の整備事業は 1 か所当たり 地続きで概ね 2 a 以上 です。
- ◎ 又、原則として 農業振興地域内の農用地区域 及び 生産緑地法 第 3 条に基づく生産緑地地区に 限定されます。
- ◎ 近年、気象災害が増加傾向であることをかんがみ、産地協議会は 果樹共済及び収入保険、その他の農業関係の保険加入による果樹経営の安定化を 推進することとされています。（特認事業の防霜ファン、防風ネットの設置事業は加入必須です）
- ◎ 支援を受けた各事業において産地協議会は、 実施 4 年後、8 年後の態様維持の確認報告 が義務付けられています。
- ◎ 支援対象者は、産地協議会（農協、生産部会、行政、農業委員会などで構成）が実情を踏まえて産地計画に 「 担い手 」 と位置付けた農業者の皆様です。

それぞれの事業ごとに採択要件があります。又、補植改植、農地中間管理機構の改植なども継続します。詳しくは、お近くのJAまたは農業農村支援センターにお問い合わせください。